

参議院常任委員会調査室・特別調査室

論題	令和7年度文部科学省予算のポイント
著者 / 所属	小林美津江 / 文教科学委員会調査室
雑誌名 / ISSN	立法と調査 / 0915-1338
編集・発行	参議院事務局企画調整室
通号	472号
刊行日	2025-2-3
頁	98-107
URL	https://www.sangiin.go.jp/japanese/annai/chousa/ripou_chousa/backnumber/20250203.html

※ 本文中の意見にわたる部分は、執筆者個人の見解です。

※ 本稿を転載する場合には、事前に参議院事務局企画調整室までご連絡ください (TEL 03-3581-3111 (内線 75020) / 03-5521-7686 (直通))。

令和7年度文部科学省予算のポイント

小林 美津江

(文教科学委員会調査室)

1. はじめに
2. 文教関係
 - (1) 教師を取り巻く環境整備
 - (2) 高等教育段階の学生への経済的支援
 - (3) 高等教育機関に対する予算
3. 科学技術関係
 - (1) 科学研究費助成事業（科研費）
 - (2) 「博士人材活躍プラン」に基づく取組
 - (3) 宇宙関係等の大型プロジェクト
4. スポーツ・文化芸術関係
 - (1) スポーツ関係
 - (2) 文化芸術関係
 - (3) 部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行
5. おわりに

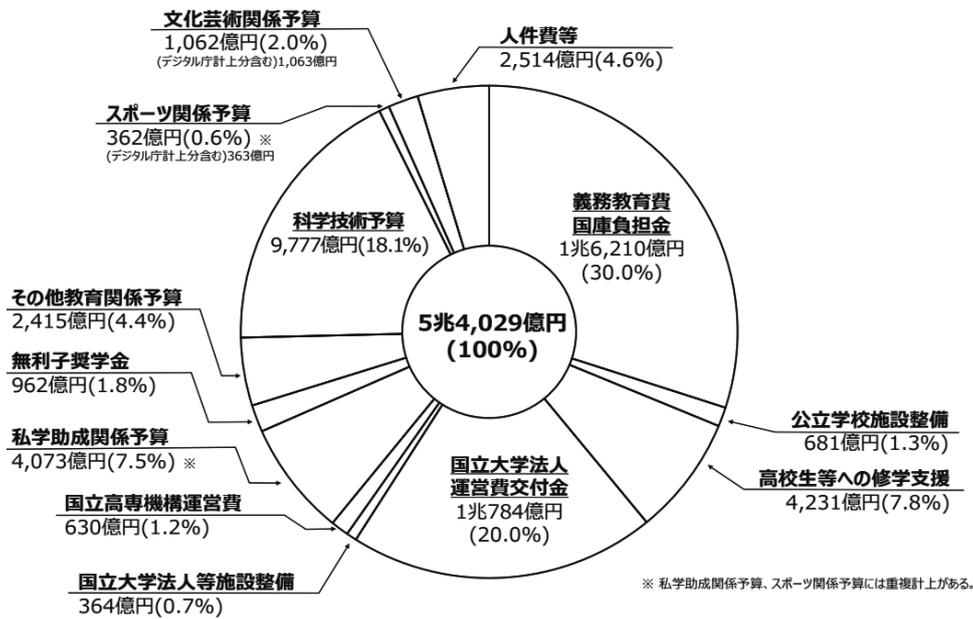
1. はじめに¹

令和7年度の文部科学省所管一般会計予算（以下「7年度予算」という。）は、5兆4,029億円（対前年度当初予算比645億円増）となり、前年度当初予算から1.2%増加した。そのうち、文教関係予算は4兆1,218億円（同656億円増）、科学技術関係予算は9,777億円（同3億円減）、スポーツ関係予算は363億円（デジタル庁計上分含む）（同2億円増）、文化関係予算は1,063億円（デジタル庁計上分含む）（同1億円増）となっている²。

¹ 本稿は、令和7年1月20日までの情報を基に執筆している（URLの最終アクセスの日付はいずれも同日）。

² 他に人件費などがあるため、分野ごとの内訳は合計と一致しない。また、本稿における予算の内訳は、四捨五入の関係上、合計と一致しない場合がある。

図表 1 令和7年度文部科学省所管一般会計予算（案）の構成



(出所) 文部科学省「令和7年度予算（案）のポイント」2頁

また、政府は、「令和7年度予算編成の基本方針³」において、7年度予算は、令和6年度補正予算と一体として、「経済財政運営と改革の基本方針 2024」（令和6年6月21日閣議決定）等に沿って編成するとしており、文部科学省の令和6年度補正予算（以下「6年度補正予算」という。）としては9,067億円（デジタル庁計上分含む）が計上されている⁴。

本稿では、7年度予算について、文教関係を中心に、科学技術、スポーツ・文化芸術の各予算のうちポイントとなる項目を取り上げ、必要に応じ6年度補正予算にも言及しつつ概観する。

2. 文教関係

(1) 教師を取り巻く環境整備

公立学校における時間外在校等時間が長い教師が依然として多いという実態⁵や、教師不足の状況、採用選考の低倍率を背景に、教師を取り巻く環境整備の抜本的な改革が必要であると指摘されており⁶、令和7年度の予算編成過程においては、「教職調整額⁷」等の在り

³ 令和6年12月6日閣議決定。

⁴ 6年度補正予算は令和6年12月17日に成立している。

⁵ 令和4年度の月当たりの教諭の時間外在校等時間を推計すると、小学校：約41時間、中学校：約58時間となっている。また、小中学校共に、「年齢が若い」「担任学級児童生徒数が多い」「担当授業コマ数が多い」「教務主任」「学年主任」「校務分掌数が多い」教諭の在校等時間が長い傾向がある（文部科学省「教員勤務実態調査（令和4年度）【確定値】」（令6.4.4））。

⁶ 中央教育審議会「「令和の日本型学校教育」を担う質の高い教師の確保のための環境整備に関する総合的な方策について（答申）」（令6.8.27）

⁷ 昭和46年制定の「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」（以下「給特法」という。）に基づき、教員には原則として時間外勤務を命じないこととされ、時間外勤務手当や休日給を支給しない一方で、勤務時間の内外を問わず包括的に評価するものとして教職調整額（給料月額額の4%）を支給するとき

方が争点となった。文部科学省は、概算要求において、教職の魅力を向上し、教師に優れた人材を確保するため、教職調整額の水準を4%から13%⁸⁾に改善すること等を求めた。これに対し、財務省は、一定の「集中改革期間（例えば5年間）」に、働き方改革の進捗を確認した上で、10%を目指して段階的に引き上げつつ、10%に達する際に所定外の勤務時間に見合う手当に移行することを検討することが考えられる旨の見解を示した⁹⁾。

その後、令和6年12月には、財務大臣と文部科学大臣との間で、「教師を取り巻く環境整備に関する合意¹⁰⁾（以下「両大臣合意」という。）として、教職調整額の率を12年度までに10%への引上げを行うこととし7年度に5%とすること¹¹⁾、今後、指導・運営体制の充実を4年間で計画的に実施するとともに、「働き方改革」に資する外部人材の拡充などを講じること、今後5年間で（11年度までに）、平均の時間外在校等時間を約3割縮減し、月30時間程度に縮減することを目標とすることなどが合意された。

ア 教師の処遇改善

教職調整額については、令和12年度までに10%へ改善することとされ、7年度は5%に引き上げられる。併せて、教職調整額が支給されない管理職（校長・副校長等）の本給も改善される。また、学級担任の職務の重要性や負荷に鑑み、一律に支給されている義務教育等教員特別手当を見直し、学級担任へ月額3,000円の加算を行うとされた。教師の処遇改善については、都道府県等における給与条例の改正等に一定の期間を要することから、7年度予算において令和8年1月から3月までの3か月分となる34億円が計上され、その内訳は、教職調整額の改善に22億円、教職調整額が支給されない管理職（校長・副校長等）の本給改善に3億円、学級担任への手当の加算に10億円となっている¹²⁾。

なお、令和8年4月より、学校横断的な取組についての学校内外との連携・調整機能の充実や、若手教師へのサポートのため、新たな職を創設することも予定されており¹³⁾、両大臣合意でも新たな職の創設に伴う新たな級による処遇を実現することが盛り込まれた。

れている。4%という水準は、昭和41年の勤務状況調査の結果を踏まえて、超過勤務時間相当分として算定されたものである。

⁸⁾ 13%を要求したのは、累次の行政改革等のあおりの中で、一般行政職に対して1%未満程度の差になってしまった教師の給与について、「学校教育の水準の維持向上のための義務教育諸学校の教育職員の人材確保に関する特別措置法」による処遇改善後の優遇分7.42%（昭和55年度）を超えることができる水準となるためである（第216回国会参議院文教科学委員会会議録第2号（令6.12.19））。

⁹⁾ 財政制度等審議会財政制度分科会（令6.11.11開催）「資料2」（https://www.mof.go.jp/about_mof/councils/fiscal_system_council/sub-of_fiscal_system/proceedings/material/zaiseia20241111/02.pdf）。これに対し文部科学省は、「財政制度等審議会財政制度分科会（令和6年11月11日）資料についての文部科学省の見解（義務教育関係）」（令6.11.12）（https://www.mext.go.jp/content/20241112-mxt_zaimu-000038781_2.pdf）を公表し、教職員定数の改善等の支援も行わず、勤務時間の縮減を給与改善の条件とすれば、必要な教育活動を実施することがためらわれ、子供たちに必要な教育指導が行われなくなるなどの見解を示した。

¹⁰⁾ https://www.mof.go.jp/about_mof/act/kokuji_tsuutatsu/tsuutatsu/20241225142204.html

¹¹⁾ 両大臣合意では、「このため、給特法改正案を次期通常国会に提出する」とされた。

¹²⁾ このほか、令和7年度から、従来、臨時的任用教職員に限り国庫負担算定上の対象としていた産休・育休代替者について、正規の教職員が業務を代替する場合も国庫負担算定上の対象とするとされ、6年12月に制度改正が行われた。

¹³⁾ 教諭と主幹教諭の間に新たな級を創設し、教諭よりも高い処遇とする（月額6,000円程度）ことが見込まれている。

イ 教職員定数

教職員定数は、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律(以下「義務標準法」という。)に基づき、学級数や児童生徒数等に応じて算定される「基礎定数」と、教育上の特別な配慮などの目的に応じて毎年度の予算によって決定・配置される「加配定数」から成る。

基礎定数については、令和3年に義務標準法の改正が行われ、40人であった小学校第2学年から第6学年の学級編制の標準(1クラス当たりの人数の上限)が、3年度から5年間かけて学年進行で35人に引き下げられることとなった。令和7年度は第6学年を35人学級とするため、7年度予算に、基礎定数3,086人増分の予算が計上された¹⁴。なお、平成29年の義務標準法改正により、29年度から10年間かけて通級指導や日本語指導等のための基礎定数化が行われており、それらを合わせ、基礎定数全体としては、3,637人増となった。

加配定数については、学びの質の向上と教師の持ち授業時数の軽減等による働き方改革を推進するため、令和4年度から小学校における教科担任制が進められてきたところ¹⁵、今後4年間で3,960人を計画的に改善するとされた。7年度予算では、「小学校における教科担任制の拡充」として990人増とされ、高学年に引き続き高学年と標準授業時数が同じ第4学年へ教科担任制を拡大するとともに、新規採用教師の持ち授業時数を軽減するために活用される。また、中学校における生徒指導担当教師についても、今後4年間で2,640人を計画的に改善(初年度となる令和7年度は重点的に措置)するとされ、7年度予算では1,000人増とされた。加配定数全体としては、多様化・複雑化する課題への対応のための定数増200人を合わせて2,190人増となった。

上記によって、教職員定数が5,827人改善される一方、少子化の進展による自然減等は8,803人減となった。また、予算額としては、前述の教師の処遇改善の34億円増、給与の見直し11億円減、人事院勧告による増等を踏まえ、7年度予算の義務教育費国庫負担金¹⁶は1兆6,210億円(対前年度当初予算比583億円増)となった。

ウ 支援スタッフ等

多様な支援スタッフが学校の教育活動に参画する取組を支援し、学校教育活動の充実と働き方改革を実現するため、7年度予算において「学校における支援スタッフの配置支援」として、前年度と同じ121億円が計上された。このうち、「補習等のための指導員等派遣事業」においては、授業準備の補助やデータの入力・集計、行事や式典等の準備補助等をサポートする教員業務支援員について、前年度と同じ28,100人が配置され、副校長・教頭の厳しい勤務実態を踏まえ、その学校のマネジメント等に係る業務を支援する¹⁷副校長・教頭マネジメント支援員についても、前年度から300人増の1,300人が配置さ

¹⁴ 現在40人である中学校の学級編制の標準については、令和8年度から35人学級への定数改善を行うことが、両大臣合意に盛り込まれている。

¹⁵ 小学校高学年について、令和4年度から6年度までの間に合計3,800人が改善された。

¹⁶ 義務教育費国庫負担法に基づき、都道府県・政令市が負担する公立義務教育諸学校の教職員の給与費については、国が3分の1を負担することとされている。

¹⁷ 副校長・教頭の業務補助、教職員の勤務管理事務の支援、保護者や外部との連絡調整等を行う。

れるものの、学力向上を目的とした学校教育活動を支援する学習指導員等については、前年度から1,800人減の9,200人とされた。一方で、「校内教育支援センター支援員の配置事業」が創設され、校内教育支援センター¹⁸を拠点として、日常的に、不登校から学校復帰する段階にある児童生徒や不登校の兆候がみられる児童生徒に対し学習支援等を行う支援員を2,000校に配置するために必要な経費¹⁹が新たに計上された。

また、「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校・いじめ対策等の推進」として、7年度予算に94億円（対前年度当初予算比6億円増）、6年度補正予算に4億円が計上された。児童生徒の心理に関する支援を行うスクールカウンセラーは、引き続き全公立小中学校へ配置される（27,500校、週4時間）とともに、いじめ・不登校対策の事由に基づく重点配置（+週4時間）が可能な学校数は前年度から1,300校増の11,300校へ拡充される。福祉に関する専門的知識等に基づき児童生徒を取り巻く環境に応じた支援を行うスクールソーシャルワーカーも、引き続き全中学校区へ配置される（10,000中学校区、週3時間）とともに、重点配置（+週3時間）は前年度から1,000校増の11,000校へ拡充される。

（2）高等教育段階の学生への経済的支援

ア 高等教育の修学支援新制度（授業料等減免・給付型奨学金）

令和2年度から開始された高等教育の修学支援新制度により、住民税非課税世帯及びそれに準ずる世帯の大学・短期大学・高等専門学校（4・5年）・専門学校に通う学生等を対象として、大学等による年額最大約96万円の授業料等減免と、独立行政法人日本学生支援機構による年額最大約91万円の給付型奨学金の支給が併せて行われている²⁰。令和6年度からは支援対象が一部の間中層²¹へと拡大されたが、さらに、7年度には、「こども未来戦略」（令和5年12月22日閣議決定）等に基づき、子供を3人以上扶養する世帯の学生等については、授業料等を上限額まで所得制限なく無償化としている。このため、7年度予算において、高等教育の修学支援新制度（授業料等減免・給付型奨学金）に6,532億円（対前年度当初予算比1,094億円増）が計上された²²。

¹⁸ 学校には行けるけれど自分のクラスには入れない時や、少し気持ちを落ち着かせてリラックスしたい時に利用できる、学校内の空き教室等を活用した部屋のこと。公立小中学校の校内教育支援センターの設置校数は12,712校（小学校：6,643校、中学校：6,069校）、設置率は46.1%（令6.7現在）。

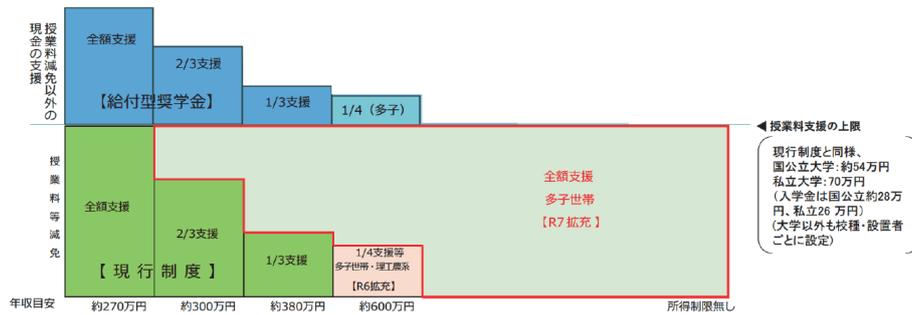
¹⁹ 対象経費には、新たに校内教育支援センターを設置するために必要な経費も含む。

²⁰ 授業料等には入学金も含む。年収目安は住民税非課税世帯：約270万円まで、準ずる世帯：約380万円まで。最大の支援額が受給できるのは、住民税非課税世帯で私立大学に自宅外から通う場合。準ずる世帯の学生等への支援額は、世帯年収に応じ3分の2又は3分の1となる（年収目安は、家族構成等により異なる）。

²¹ 世帯年収約600万円までのうち、扶養する子供が3人以上の多子世帯（扶養する子供が3人以上いる間は第1子から支援の対象となる）の学生等に対し、授業料等減免・給付型奨学金とも住民税非課税世帯の4分の1が、理工農系の私立学校で学ぶ学生等に対しては、文系との授業料差額分が、それぞれ支援されている。

²² 同制度は、令和元年10月の消費税率10%への引上げによる増収分の一部が財源として活用されており、予算はこども家庭庁に計上され、文部科学省が執行する。

図表2 修学支援新制度の支援拡充



(出所) 文部科学省「令和7年度からの奨学金制度の改正(多子世帯の大学等の授業料等無償化)に係るFAQ」1頁の図を一部加工

イ 貸与型奨学金

独立行政法人日本学生支援機構は、経済的理由で修学が困難な優れた学生に奨学金の貸与を行っている。令和6年度採用者の家計基準は、私立大学に自宅から通う4人世帯で給与所得の場合、無利子奨学金は年収約800万円以下、有利子奨学金は年収約1,250万円以下が目安となっている。無利子奨学金については、7年度予算に、政府貸付金として962億円(対前年度当初予算比12億円減)が計上された。なお、有利子奨学金については、令和7年度財政投融资計画の財政融資資金に5,147億円が計上されている²³。

(3) 高等教育機関に対する予算

ア 国立大学法人運営費交付金

高等教育予算の中心を占める国立大学法人運営費交付金(以下「運営費交付金」という)は、使途が特定されない各国立大学法人の安定的・持続的な教育研究の基盤的経費として交付されている。7年度予算では、前年度と同じ1兆784億円が計上された。運営費交付金については、国立大学法人におけるマネジメント改革の推進や教育・研究の更なる質の向上を図るため、令和元年度予算から「成果を中心とする実績状況に基づく配分」の仕組みが導入されている²⁴。7年度予算では、配分対象経費は1,000億円、配分率は±25%(指定国立大学法人については±30%)とされ、いずれも前年度から変更はない。また、学部・研究科の再編・研究力強化・地方創生等の現代的課題への対応といった実効的な大学改革に繋がる取組を厳選して支援するなど、メリハリを強化し、教育研究の質の向上努力を促すとされた。

イ 私立大学等経常費補助

私立大学等経常費補助は、建学の精神及び私学の特色を活かした効果的で質の高い教育研究に取り組む私立大学等に対し、大学等の運営に不可欠な教育研究に係る経常的経費を支援する一般補助と、我が国が取り組む課題を踏まえ自らの特色を活かして改革に

²³ 大学院修士段階における授業料後払い制度分も含む。授業料後払い制度は、令和6年度から創設され、授業料支援金として最大77万6,000円及び学生が選択する生活費奨学金月額最大4万円が無利子で貸与される。

²⁴ 配分に当たっては、若手研究者比率、常勤教員当たり研究業績数、寄附金等の経営資金獲得実績等の指標が用いられている。

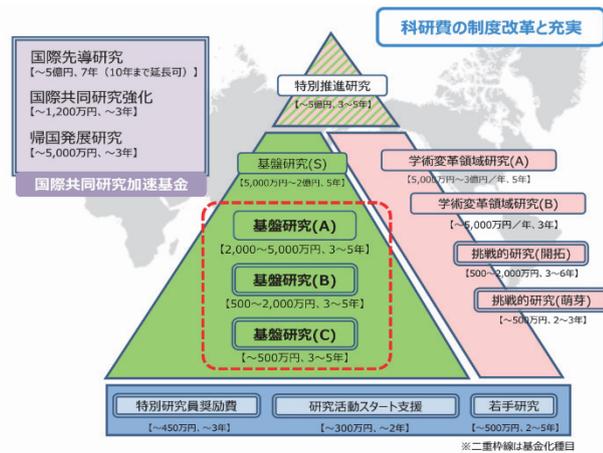
取り組む大学等を重点的に支援する特別補助の二つから成る。7年度予算では、定員未充足の大学への配分を見直しつつ、規模の適正化も含めた学部の再編等の経営改革や、統合も見据えた大学間連携に関する取組を重点支援することなどにより、少子化社会において喫緊の課題となっている、大学の戦略的な統合・縮小・撤退等による構造転換を促進するとされ、私立大学等経常費補助に2,979億円（一般補助：2,773億円、特別補助：207億円）（対前年度当初予算比1億円増）、6年度補正予算に9億円が計上された。

3. 科学技術関係

(1) 科学研究費助成事業（科研費）

科学研究費助成事業（科研費）は、人文学・社会科学から自然科学まで全ての分野にわたり、基礎から応用までのあらゆる学術研究を格段に発展させることを目的とする競争的研究費であり、7年度予算に2,379億円（対前年度当初予算比2億円増）、6年度補正予算に52億円が計上された。我が国の研究力の相対的な低下傾向が課題となる中、国際競争力を有する研究や若手研究者への支援を質的・量的に拡充させることにより、我が国の研究力・国際性の抜本的な向上を図るとされた。科研費の中核的な種目であり、毎年約6万件の応募がある「基盤研究（A・B・C）」に「国際性」の評価を導入し、国際的な競争力の高い研究課題への支援を充実するとされた。また、若手研究者からの応募が多い「基盤研究（B・C）」に「国際・若手支援強化枠」を創設し、国際性の高い研究に取り組む若手研究者の研究機会を拡大するとされた。

図表3 助成における研究種目体系のイメージ



（出所）文部科学省「令和7年度予算（案）のポイント」67頁

(2) 「博士人材活躍プラン」に基づく取組

博士人材は、深い専門知識と汎用的能力に基づき、新たな知を創造し、社会にイノベーションをもたらすことができる重要な存在である。7年度予算では、令和6年3月に取りまとめられた「博士人材活躍プラン²⁵」に基づく取組を拡充するため、250億円（対前年度当初予算比3億円増）²⁶、6年度補正予算に0.2億円が計上された。博士人材の活躍を促進する「特別研究員事業（PD）」、「海外特別研究員制度」及び「ダイバーシティ研究環境実現イニシアティブ²⁷」等のための経費が計上されたほか、「研究開発マネジメント人材に関

²⁵ 「博士人材の社会における活躍促進に向けたタスクフォース」決定。

²⁶ 金額には運営費交付金中の推計額を含む。

²⁷ 研究と出産・育児等のライフイベントとの両立や女性研究者の研究力向上を通じたリーダーの育成を一体的に推進するダイバーシティ実現に向けた大学等の取組を支援する。

する体制整備事業」を創設するため、新規で5.5億円が計上された。同事業は、大学の経営戦略の策定や経営資源の確保等の業務に当たる研究開発マネジメント人材（UR A²⁸等）の量的不足の解消や質の向上を図りつつ、博士人材の適切な処遇・キャリアパスを構築するため、大学における人材の確保及び育成に向けた支援を実施するものである。また、徹底した国際化や産学連携等を通じ、博士人材の育成機能を強化する「未来を先導する世界トップレベル大学院教育拠点創出事業」を創設するため、新規で19億円が計上された。

（３）宇宙関係等の大型プロジェクト

国際的な宇宙開発競争が激化する中、我が国の技術力の革新と底上げが急務となっていることから、宇宙分野への関与・裾野拡大等に向けて、国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構（JAXA）に設置された「宇宙戦略基金²⁹」を通じて、民間企業・大学等の大胆な技術開発への支援を強化・加速するため、6年度補正予算で「宇宙戦略基金事業」に1,550億円が計上された³⁰。また、基幹ロケット打上げ能力の強化に、7年度予算に101億円（対前年度当初比47億円増）、6年度補正予算に63億円が計上された。さらに、国際宇宙探査（アルテミス計画）への参画に伴い、月面での居住機能と移動機能を併せ持つ有人圧ローバ、月周回有人拠点（ゲートウェイ）における有人滞在技術等について研究開発等を推進するための経費として、7年度予算に76億円（同77億円減）、6年度補正予算に439億円が計上された。

また、3 GeV高輝度放射光施設「NanoTerasu（ナノテラス）³¹」の共用ビームライン増設に向けた取組を含む「世界最高水準の大型研究施設の整備・利活用」として、7年度予算に500億円（同10億円減）、6年度補正予算に306億円が計上された。このうち6年度補正予算には、現行の100倍の輝度をもつ世界最高峰の放射光施設を目指す「SPring-8-II³²」の整備、スーパーコンピューター「富岳³³」の次世代となる新たなフラッグシップシステムの開発・整備等に係る経費が盛り込まれた。

4. スポーツ・文化芸術関係

（１）スポーツ関係

スポーツ庁の7年度予算には、第3期スポーツ基本計画に基づき、日常的・継続的な選手強化活動の支援と併せて、中長期の強化戦略プランの実効化支援、及びアスリートの発掘・育成・強化に資する、地域における競技力向上を支える体制の構築支援に取り組む「競

²⁸ University Research Administrator（リサーチ・アドミニストレーター）

²⁹ 令和6年3月の設置に当たり、令和5年度補正予算において、文部科学省、総務省、経済産業省の合計で3,000億円が措置された（うち、文部科学省では1,500億円を措置）。

³⁰ 総務省、経済産業省と共に合計3,000億円が計上された。

³¹ 1メートルの10億分の1というナノの世界を観察することができる世界最高水準の先端大型研究施設。令和7年3月からの共用開始を予定しているため、本格運用・利用促進に向け、体制を充実するとされる。

³² 世界最高性能の放射光を生み出すことができる大型放射光施設。1997年に共用が開始されたSPring-8について、世界第一線級の施設であり続けるための大改修を行うとされる。

³³ 理化学研究所のスーパーコンピューター「京」の後継機として2021年に共用が開始された。新たなフラッグシップシステムは、生成AIの技術革新等により必要な計算資源の需要が急拡大すること等を踏まえ、遅くとも2030年頃に共用を開始する予定。

「技能向上事業」に104億円（対前年度当初予算比2億円増）が計上された。また、2025年デフリンピック東京大会、2026年アジアパラ大会等が控えている好機を生かし、スポーツを通じた共生社会の実現に向けた取組を加速するため、「パラスポーツ推進プロジェクト³⁴」を含む「パラスポーツの振興」として、7年度予算に前年度と同じ6億円、6年度補正予算に1億円が計上された。

（2）文化芸術関係

文化庁においては、国宝・重要文化財等の修理・整備の緊急強化、防火対策、耐震対策の推進を図るとともに、文化財保存技術を伝承する「文化財の匠プロジェクト³⁵」を推進するため、7年度予算に252億円（対前年度当初予算比4億円減）、6年度補正予算に231億円が計上された。また、国立文化施設の整備等に関し「文化芸術の振興を支える基盤の機能強化」として、7年度予算に211億円（同1億円増）、6年度補正予算に214億円が計上された。特に、施設設備の老朽化のため令和5年10月に閉場した国立劇場の再整備については、建設費高騰等により2回の入札を経ても事業者の選定に至らない状況にあるが、我が国の伝統芸能の切れ目ない保存・継承のためには、速やかに再整備に取り組む必要があることから、6年度補正予算において、次回入札に向け、再整備費用の物価高騰相当分として200億円が計上された。

（3）部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行

令和5年度から7年度までを「改革推進期間」と位置付け進められている休日の学校部活動の段階的な地域連携・地域移行³⁶について、改革推進期間の最終年度となる7年度においては、「部活動の地域連携や地域スポーツ・文化クラブ活動移行に向けた環境の一体的な整備」として、37億円（対前年度当初予算比4億円増）、6年度補正予算に29億円が計上された。このうち、受皿となる地域クラブ活動への移行に向けた実証事業³⁷を実施するため、7年度予算に16億円（同4億円増）、6年度補正予算に29億円が計上された。また、教員に代わり指導や大会引率を担う部活動指導員の配置支援に、前年度と同じ18億円³⁸が計上された³⁹。

³⁴ パラスポーツ振興に取り組むパラスポーツ団体・企業・自治体からなるコンソーシアムの構築、特別支援学校等における運動・スポーツ活動の促進、eパラスポーツ等重度障害者等のスポーツ実施環境整備に係る普及事業等を実施する。

³⁵ 修理技術者等の確保から文化財の保存・継承に欠くことのできない用具・原材料の生産までを含めた一体的な体制の整備と計画的な修理等の取組を推進するため、令和3年12月に策定（4年12月改正）された5か年計画（4～8年度）。

³⁶ スポーツ庁及び文化庁は、令和4年12月27日に「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」を公表し、休日の学校部活動の段階的な地域連携・地域移行について、地域の実情に応じて可能な限り早期の実現を目指すとした。

³⁷ コーディネーターの配置を含む運営団体・実施主体の体制整備、指導者の質の保障・量の確保、困窮世帯に対する参加費用の支援、学校施設の効果的な活用等の実証を行う。

³⁸ 前年度から238人増の16,251人（運動部:13,178人、文化部:3,073人）とされた。

³⁹ なお、地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議は「中間とりまとめ」（令6.12.18）において、地域移行の名称を「地域展開」に改めるとともに、休日については、次期改革期間（令和8年度～13年度）内に、原則、全ての学校部活動において地域展開の実現を目指すこと、地域展開が困難な場合には、

5. おわりに

文部科学省所管に係る令和7年度予算をめぐっては、高等学校の授業料について所得制限を設けず無償とすることや、学校給食費を無償とすることについて各党間で議論がなされている。

いわゆる「高校無償化」については、自民、公明両党と日本維新の会が実務者協議を重ねており⁴⁰、立憲民主党も前向きな姿勢を示している⁴¹。無償化には約6,000億円を要すると報じられているところであり⁴²、政府は所得制限撤廃について、高校進学率が99%という現状においてどこまで家庭の負担軽減を図るかという観点、教育に関する重要施策が様々あることなどを踏まえ、総合的な観点から考える必要がある旨の見解を示している⁴³。

「給食無償化」については、令和6年12月、立憲民主党・日本維新の会・国民民主党の野党3党が、給食無償化を実現するため「学校給食法の一部を改正する法律案」を衆議院に共同提出しており、必要な経費は約4,900億円としている。文部科学省は、給食未実施校の児童生徒等には恩恵が及ばない、経済的困窮世帯については、既に生活保護等により無償となっており追加的恩恵がないなどの課題を示している⁴⁴。

第217回国会（令和7年常会）においては、少数与党政権の下、令和7年度予算の年度内成立が焦点となろう。野党側は、それぞれが掲げる政策の実現を政府・与党に求めていく構えであり、今夏の参議院議員通常選挙をにらみ、与野党の激しい駆け引きが予想される。高校無償化や給食無償化の協議を含め、7年度予算に係る国会審議を注視していきたい。

（こばやし みつえ）

当面、部活動指導員の配置等を適切に実施すること等を求めた。

⁴⁰ 『読売新聞』（令7.1.11）、『日本経済新聞』（令7.1.13）等

⁴¹ 「立民 野田代表 “給食費や高校授業料の無償化 実現求める”」『NHK NEWS WEB』（令7.1.10）〈<https://www3.nhk.or.jp/news/html/20250110/k10014690031000.html>〉

⁴² 『読売新聞』（令7.1.11）、『日本経済新聞』（令7.1.13）等

⁴³ 第216回国会参議院予算委員会会議録第1号（令6.12.6）

⁴⁴ 文部科学省「「給食無償化」に関する課題の整理について」（令6.12.27）〈https://www.mext.go.jp/content/20241227-mxt_kenshoku-000039428_1.pdf〉